

陝西省扶風県強家村出土の西周青銅器銘文新釈

木 村 秀 海

一、まえがき

一九七四年十二月に中華人民共和国陝西省扶風県強家村西北の窖穴から、鼎一、鐘一、殷一、殷蓋二、鏤空豆一、計七器の青銅器が出土し、翌年、吳鎮烽・雒忠恕両氏が『文物』に「陝西省扶風県強家村出土的西周銅器⁽¹⁾」(以下「文物」と略称)と題し、拓本・隸定・字釈・句読を付して紹介した。このうち青銅の鼎は作器者の名を取つて師叔鼎と呼ばれている。〈文物〉によると、この鼎は、高さ八五センチメートル、口径六四センチメートル、最大腹囲二〇五センチメートルの立耳・馬蹄足の大鼎(写真)で、頸部に二条の帶状雷紋、一条の陽弦紋などがあるのを除けば他に文様はない。銘文は総字数一九七字で、腹部の内壁にあり、一九行、各行一〇字(合文六字、重文一字)に整然と配されている。この紹介以後しばらくこの鼎に関する研究はなかつたが、一九七八年に、白川靜氏の『金文通釈⁽²⁾』(以下「通釈」と略称)と秦錫圭氏の「説『秦公白大師武』」(以下「考古」と略称)の二篇が相続して発表された。前者は、吳・雒両氏の隸定・句讀を踏まえて新たに句讀をし直し、全文に詳細な考釈を施したものであり、後者は、銘

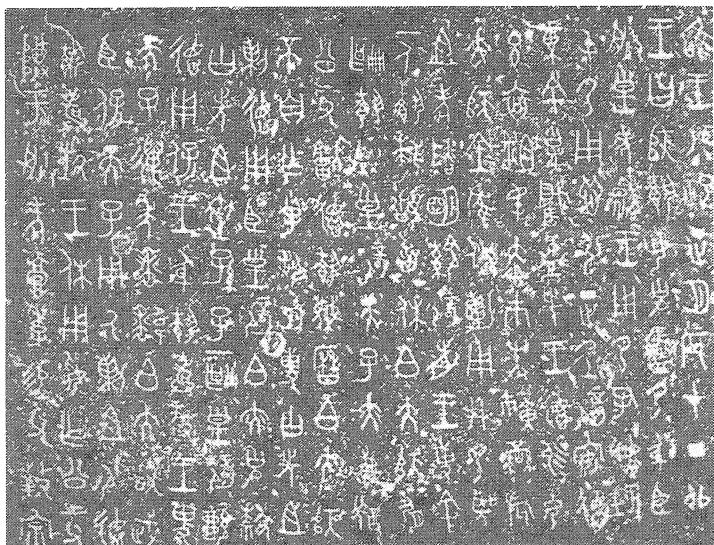


末の「𢂔𦨇白大師武」という句の字釈・考釈に重点を置いている。次いで一九八〇年には、『陝西省出土商周青銅器⁽⁴⁾』(以下「陝西」と略称)に拓本と隸定・字釈が発表された。この拓本は「文物」所載のものより鮮明であり、隸定においても「文物」の誤を一部訂正している。

師飢鼎銘文にはすでに以上のような諸研究があるが、その大半は銘文の隸定・字釈を目的としていて、この銘文に登場する「白大師」や「師飢」などの君臣および血縁関係に触れているのは「通釈」のみである。そこで本論は、目的的第一を、師飢鼎の銘文の内容全体に再検討を加え、「公上父」「虢季易父」「白大師」「師飢」などの諸人物と同出の即殷・恒殷蓋。師夷鐘にみえる「虢季」氏に属する諸人物とを関連づけ、その血縁および本支関係を考えてみると、第一は、それによって、「小子は分家して独立した者を称する称謂⁽⁵⁾」とする私見を再確認することに置いている。

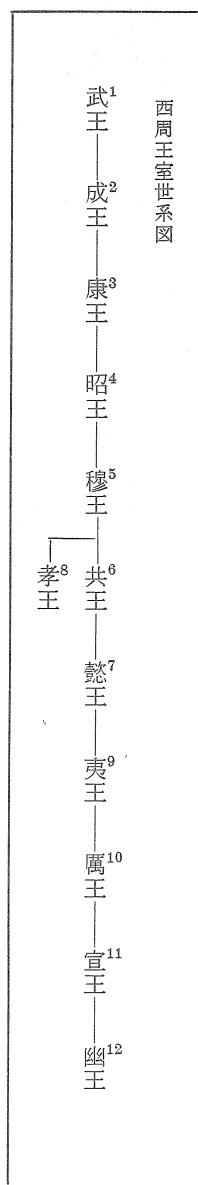
まず銘文全文の隸定を記し、逐次解釈を加えていきたい。「以下（）内の数字は行数を示す。」

二、銘文と語義解釈



- (1) 唯王八祀正月、辰才丁卯、
王曰、師覩、女克蠶乃身、臣
(2) 舅皇考穆王、用乃孔德、孫
(3) 屯乃用心、弘正乃辟安德、
車余小子、肇盈先生德、易女
(4) 玄袞黼屯・赤市・朱橫・繙旂
(5) 大師金雁・攸勤、用井乃先
(6) 且考隣明綿辟羌王、事余
(7) 一人、覩拜頤首休、白大師肩
(8) 嗣覩臣皇辟、天子亦弗諱
(9) 公上父懿德、覩穠曆、白大師
(10) 由先且蠶孫子一嗣皇辟懿
(11) 德、用保王身、覩敢彥王卑、
刺德、用臣皇辟、白亦克覩
(12) 天子旣年、叢蠶白大師武、
臣保天子、用卒刺且丁德、
(13) 覓敢對王休、用妥乍公上父
(14) 隅于舅考蠶季易父教宗、

銘文冒頭の「王」(1)は、下文に「般(ニ朕)皇考穆穆王」(3)とあるから、穆王(在位、前九四七—九二八年⁽⁶⁾)の子である共王(在位、前九二七—九〇八年)と孝王(在位、前八九七—八八八年)のいずれかであるが、〈文物〉〈通釈〉〈陝西〉はいずれも共王に比定している。師叔が穆王に仕えたのち、続けて共王と懿王(在位、前九〇七年—八九年)に仕え、さらに孝王に仕えたとすれば仕えた期間があまりに長すぎるので、諸家の比定は当然であろう(世系図参照)。「八祀」(1)は殷以来の紀年法で、「八年」を意味している。



「王曰」(2)から余一人(8・9)までは、共王が師叔に下した命辞である。

「蠹」(2)は、〈文物〉では父辛卣⁽⁷⁾の「蠹」とともに『説文』血部の「蠹」の本字とし、〈通釈〉ではそれに従つた上で「憂懼奔走」の義としている。この両説は正しいと考える。

「用乃孔德」(3)から「安德」(4)までの部分は、〈文物〉に「用乃孔德墮屯、乃用心弘、正乃辟安德」と句読するが、文義から見て、「乃」を一人称領格として「用乃孔德、墮屯乃用心、弘正乃辟安德」と句読する〈通釈〉が正しいと思われる。

「孔德」(3)は、『老子』の「孔德の容、これ道にこれ従ふ」についての河上公の注に「孔は大なり」とあるので、「大德」の義である。「孫屯」(3・4)は、〈文物〉〈通釈〉に「墮屯」と隸定しているが、拓本の不鮮明さから起つた誤である。〈陝西〉には「墮屯」と隸定し、「遜純」と解している。「孫(ニ遜)」は、『論語』郷党に見える「孔子

の郷党におけるや、恂恂如たり」の「恂恂如」を漢の劉修の碑⁽⁸⁾に「遜遜如」と書き、『論語正義』に引く鄭玄の注に「恂恂は恭慎の貌」とし、何晏の『論語集解』に引く王肅の注に「恂恂は温恭の貌」と記していることから見て、「恭」の義であろう。「屯(=純)」は「専」の義である。したがつて「孫屯(=遜純)」は、伯感段⁽⁹⁾に「徳を秉ること恭純」とある「恭純」と同義であろう。「用心」(4)は、「孟子」梁惠王・上に見える「鄰国の政を察するに、寡人の心を用ふるがごとくなる者無し」の「用心」と同義である。「弘正」(4)の「弘」は『爾雅』釈詁に「弘は大なり」という「大」の義であり、「正」とともに使役性動詞と考えられる。「乃辟」(4)は上文の「穆王」(3)を指している。「安德」(4)の「安」は「晏」の仮借であろう。『詩經』鄭風・羔裘の「羔裘、晏たり」の毛伝に「晏は鮮盛の貌」という。したがつて「弘正乃辟安德」は「乃の辟の晏徳を弘正ならしむ」の義であろう。

「車」(5)は「恵」の初文で語首助詞である⁽¹⁰⁾。「余小子」(5)は共王の謙遜自称である。「肇」(5)は「肇」の本字であつて、「繼」の義である。「璽」(5)は「淑」の仮借である。「玄袞翻屯(=麟純)」(6)は「彫形の花紋を縁取つた赤黒色の衣服⁽¹¹⁾」、「赤帀」(6)は「皮製の赤色の蔽膝⁽¹²⁾」、「朱橫」(6)は「佩玉を懸ける朱色の帶⁽¹³⁾」、「縉(=鑾)旛」(6)は「鈴がついている旛⁽¹⁴⁾」、「金雁(=膺)」(7)は「銅飾のついた馬帶⁽¹⁵⁾」、「攸(=鑾)勒」(7)は「縉首銅などの馬頭飾⁽¹⁶⁾」であつて、共王から師叔への下賜品である。

ところで、「金雁(=膺)」と「攸(=鑾)」には「大師」(7)という修飾語がついている。この「大師」を〈通釈〉は下文に見える「白(=伯)大師」(9)のこととしているが、私は同じく下文に見える「公上父」(11)を指していると考える。以下その理由を述べよう。

このように下賜品に人物の修飾語がつくのは珍らしいが、次の三例がある。

(1) 大盂鼎⁽¹⁷⁾

女孟に命じて、乃の嗣祖南公に井り、……乃の祖南公の旛を賜ふ、……用て祖南公の宝鼎を作る。

(四) 師免殷⁽⁴⁾

師免に命じて師⁽⁵⁾父⁽⁶⁾を足⁽⁷⁾け、左右走馬、五邑走馬を嗣⁽⁸⁾らしむ。女に乃の祖の市・五黃・赤鳥を賜ふ。……用て皇祖城公の鼈殷⁽⁹⁾を作る。

(八) 善 鼎⁽¹⁰⁾

女に命じて、龜侯を左胥⁽¹¹⁾け、斂師の戎を監せしむ。女に乃の祖の旂を賜ふ。……用て宗室の宝樽⁽¹²⁾を作る。

わずか三例であるが、すべて王の下賜品に「乃の祖（の）」という修飾語がついている。これはおそらく当時、王が職・位を授ける場合、一つの証拠としてその人物の祖先が使用していた品物を与えたことを示すものであろう。またこの銘文以外にも、趨殷⁽¹³⁾に「王、内史を呼び、趨に命じて厥の祖考の服を更⁽¹⁴⁾がしむ」、班殷⁽¹⁵⁾に「王、毛伯に命じて虢城公の服を更⁽¹⁶⁾がしむ」とある。これらの「服を更⁽¹⁷⁾ぐ」も「父祖の職・位を繼⁽¹⁸⁾ぐ」の義であることは、父祖の職・位の継承と、父祖の使用物を通じての祖靈の継承とが不可分であるとする、古代の祖靈觀にもとづく職・位継承の習慣が存続していたことを示している。本銘文の場合もこの習慣によつているとすれば、「大師の金雁（＝膺）」（7）などの下賜に統いて、父祖と同様共王に仕えるように命じられている（8・9）ので、この「大師」（7）は師覩の父祖に相当する者でなければならない。さらに上挙した(1)～(4)の銘文によると、(1)は祖南公の旂を下賜されたのを記念して祖南公のための祭器を作り、(2)は祖の市を下賜されて祖城公の祭器を作り、(3)は祖の旂を下賜されて宗室の祭器（おそらくこれも祖のための祭器であろう）を作っているが、これは祖の使用物を下賜されたら祖を対象とする祭器を作るという、下賜品と作器対象者との密接な関係を示している。その関係から見ると、本銘文の場合は「大師の金雁（＝膺）」（7）を下賜されて「公上父の樽」（18・19）を作っているので、「大師」（7）は「公上父」（11・18）を指していると考えられる。

「用井」（7）から「余一人」（9）までの部分の句読は諸家同じである。

「井」(7)は、『広雅』釈詁に「井は灋なり」とある「灋」^{（せう）}の義である。「乃」(7)は師覩を指し、「聖且（=祖考」(7・8)は、禹鼎^{（よてい）}に「朕が聖祖考幽大叔・懿叔」とあり、祖と父考の二人を意味しているのと同様、「公上父」(11・18)と「臺季易父」(19)を指している。「隣明」(8)は、尹姞鼎^{（いんきじ）}・邇孟^{（のんもん）}などにも見え、陳夢家の「耳目聰明^{（ちゆうめい）}」という解釈と、〈通釈〉の「憐恤明哲^{（れんじつめいぜつ）}」という解釈があるが、いずれでも文義は通じる。

「綿」(8)は、「糸」と隸定して「素」の義に解する〈通釈〉の説、「令」声に読んで「善」の義に解する張政烺・張亞初両氏の説^{（せき）}などがあつて一定した解釈がない。私は「永長」の義に解したい。以下その理由を述べよう。「綿」には本銘文以外に、師克鑑^{（しきかくわん）}の「綿臣先王」、齊鑄^{（さいしゆく）}の「綿保其身」、周厲王胡殷^{（くりやうごうごん）}の「用綿保我家」、秦公鑄^{（けいこうしゆく）}の「竝綿在位」^{（くわいざい位）}という用例があり、秦公鑄を除く三銘文では、「綿」は、「臣某某」（某某に臣へん）「保某某」（某某を保たん）という文構造において、動詞「臣」「保」を修飾する副詞として使用されている。今、金文全般において、「臣某某」「保某某」の上に使用されている副詞を調べてみると、次のようになつてゐる。

(1) 永保其身

(2) 永保^{（ノ）}其身

綱王義楚禪

(3) 羌保王身

慶叔匜

(4) 永保王身

眞公壺、叔夷鐘

(5) 竝臣天子

頌鼎、頌段、頌壺、伯梁其鑑、克鑑

(6) 竝臣天子

追段

(7) 羌（ノ農）臣先王

邾公鉶鐘

すなわち「臣某某」「保某某」の上にくる副詞は、永・羌・竝・畯・農など、すべて「永長」の義^{（ゆうちやう）}を持つ字に限られてゐるようである。

ところで、「綸」には、甲骨文の「紩」、金文の「紩」および「紩」、戰国時代の印文の「綸」という諸書体がある。金文の通例によれば、「素」と「糸」は通用し、「令」と「命」は音通しているから、この字を「紩」「綸」いずれに隸定してもよいであろうが、ここでは戰国時代の印文に従つて「綸」と隸定しておく。漢字全般において、「糸」部に属する字はほとんど「糸に从ひ、某の声」の形声字であるから、この「綸」もおそらく「糸に从ひ、命の声」であろう。「命」は、「左伝正義」成公十三年の疏に引く劉炫の説に「命は冥なり」とし、また『説文』口部において、「名は自ら命ずるなり。口に从ひ、夕に从ふ。夕は冥なり。冥くして相ひ見えず。故に口を以て自ら名いふ」と、「命」「名」「冥」の音通によって字解をしていることなどから見ると、「冥」と音通していたと考えられる。「冥」は『説文』「宀」部に「冥は幽なり」とするが、段玉裁は「冥は窈なり」と改めている。その「窈」は同じく宀部に「窈は深遠なり」と字解している。この「窈」の義は、同じく長部の「長は久遠なり」と義が甚だ近い。以上より「綸」を「永長」の義に解すべきと考えるが、このように解すると、先にあげた秦公镈の「睂綸在位」の「睂綸」は同義語の連語となり、文義が一層よく通じる。

「辟」(8) は多くの場合、「辟君」の義であるが、ここでは師望鼎⁽⁴⁾の「用て先王に辟へよ」の「辟」と同様に「臣事」の義の動詞である。「辯(=前)王」(8) は父祖が仕えた周王を指しているが、どの王であるかは不明である。「余一人」(8・9) は「共王」の自称である。

「覩」(9) から「穢曆」(11)までの句読は、〈文物〉が「穢曆」を下句「白大師」(9・10)に属せしめるのを除けば諸家同じである。私は「休」(9) を上句「覩拜顙(=稽)首」に属せしめる以外は諸家の句読に従いたい。

「休」(9) は動詞であり、一般に「美」「善」の義に解されるが、『爾雅』釋言に「休は慶なり」という「慶」の義がよいであろう。この動詞「休」は、師襄段⁽⁵⁾の「既に功有るを休び」のように短い目的語をとる場合もあるが、むしろ郊父段⁽⁶⁾の「王の郊父に[△]三を賜ふを休び」、饗父肅⁽⁷⁾の「王の饗父に貝を賜ふを休び」、鹽匱器⁽⁸⁾の「王の穀よ

りして畢の土方五十里を賞せしむるを休び」のように長い目的語をとる傾向を持つてゐる。したがつて、本銘文の「休」は「穢曆」までかかると考える。

「肩（＝犯）」（9）は、郭沫若是「犯」の異文であり、「爰」に普通するとし⁹、〈通釈〉では「軍事的な意味を持つ儀礼」としている。しかし、「肩」の用例には本銘文の他に、遇廳¹⁰の「師離父肩史（＝使）遇事（＝使）于鶡侯（師離父…遇をして鶡侯に使せしむ）と梁其鐘¹¹」の

天子肩吏（＝使）梁其身邦君大正（＝政）（天子…梁其をして邦君の大政を身ねしむ）

の一例があるが、いずれも使役動詞の上字として付けられていて、単独の動詞ではないようと思われる。また「肩」の有無が文義に大きな影響を与えててもいない。これらのことから、「肩（＝犯）」は副詞と考えられる。したがつて本銘文の場合も副詞であるう。「犯」は「訛」の初文であり、「訛」は『説文』の言部に「訛は慰なり。言に从ひ、犯の声」という。その「慰」は『經典訛文』莊子音義下の「慰譬」¹²に引く李頤の注に「慰は鬱なり」とい、「鬱」は『爾雅』訛言に「鬱は盛氣なり」という。以上より「肩（＝犯）」（9）は「盛」の義であろう。

「嗣」（10）は左旁が「甚」に酷似した形に書かれているため、〈考古〉では「嗣」と隸定しているが、下文の「一嗣」（14）との関係から見て、〈文物〉〈通釈〉〈陝西〉のように「嗣」の異文と解すべきであるう。「嗣」は、『書經』高宗肅日の「王は民を敬するを司る」を『史記』殷本紀では「王は民を敬するを嗣る」と記しており、「司」と通用する。そして「司」は、揚殷¹³の「…と嗣工の司（＝事）」を同文の別器揚殷¹⁴に「…と嗣工の史（＝事）」とするなど、「史」「事」と通用する。さらにその「史」「事」は、先に引用した「肩」の使役文例にも見られるように「使」と通用する。以上のことから、「嗣」（10）は使役動詞の「使」に解することができる。

「謹」（10）は「望」の異文であり、尹姞鼎¹⁵や師望鼎¹⁶に見えるように「忘」の仮借である。「鶡德」（11）の「鶡」

は、すでに唐蘭が「胡」と普通する所とし、近年扶風県法門公社斎村から周厲王胡段（歎段）が発見されてその正しさが証明されている。⁶⁶「胡」は『周書』謚法や『広雅』釋詁に「胡は大なり」とあるので「大」の義であろう。「穢曆」は「穢曆」とも書かれ、「某穢某曆」「穢曆于某」「某穢曆」の三用法がある。後の二者は受動形であるから、本銘文の場合も受動形である。「穢曆」の金文における用例は三十九例、解釈は「十七家にも及び⁶⁷、まだ定論を見ないが、唐蘭のように、自己の経歴および出身族の経歴を称美あるいは誇美する（される）語であると解釈⁶⁸するのが最も近いと思われる。

「白大師」（11）から「王身」（15）までの句讀を、〈文物〉は「（飽穢曆）白大師不自乍小子、夙夕專由先且刺德、用臣皇辟、白亦克歎由先且、疊孫子一嗣辟歎德、用保王身」とするが、〈通釈〉は、「白（＝伯）大師」（11）「白（＝伯）」（13）、「皇辟」（13）と「師飽」との関係を

本器の皇辟は下文にまた「一嗣皇辟懿德、用保王身」とあるので王とは別人とすべく、師飽の辟事するところの人物である。その人は「白亦…」とよばれている伯であるが、文義上この伯は伯大師ではない。伯は皇辟の子にして王身を保佑し、飽はその伯を皇辟として臣事するという関係にある。

と解して⁶⁹、「白大師不自乍小子、夙夕專由先且刺德、用臣皇辟、白亦克歎由先且疊孫子、一嗣皇辟懿德、用保王身」と句讀している。しかし、「白亦」（13）の「亦」は旁及の副詞（現代中國語の「也是」に相当）ではなく、「又」の義であり、「白（＝伯）」（13）は「白（＝伯）大師」（11）の略称であり、「皇辟」（14）は「天子」（10）すなわち周王を指していると考えられるので、「飽穢曆」（11）を上句に属せしめること以外は〈文物〉の句讀に従いたい。

「不」（12）は、「丕」に通用する金文の用法からすると、いずれにも解することができるが、ここでは、『書經』大禹謨の「乃の丕績を嘉す」についての孔安国の伝に「丕は大なり」という「大」の義であり、「白（＝伯）大師」（11）の行為を称賛する副詞と考えられるので、〈文物〉に「丕」と解しているのが正しいであろう。「乍（＝作）」（12）は

『説文』人部に「作は起すなり」という「起」の義であり、「小子」(12)は独立分家した者を表わす称号的称謂⁽⁵⁾である。したがって、「白大師、おほひに自ら小子を作し」(11・12)の句は、白大師がすんで別宗(師飄も含めて)を創起して分族せしめたことを意味している。

「夙夕」(12)は「夙夜」とも書き、『詩經』『書經』『國語』などの先秦文献に散見する語であるが、本銘文の場合は「克」(13)と対文になっているので、「朝早くから夜おそくまで」という本義よりも、「蹠踏」すなわち「つつしむ」の義に近いと思われる。「專由」(12)の「專」は「溥」「搏」などの初文であるが、本銘文の場合は「搏」であろう。「搏」は段玉裁の『説文解字注』に「搏は素さがし持よるなり」とあり、「素」は『説文』宀部に「素は家に入りて搜すなり」とあり、「搜」は手部に「一に曰く、求むるなり」とある。また金文でも番生殷⁽⁶⁾に「不鑿なる徳を専求し」とあって「専」と「求」が同義語の連語となっている。したがって「搏」は「求」の義であろう。「由」(12)は銘文に「臼」と書かれている。『説文』に「由」字がないので、この字の隸定には問題があるが、『詩經』大雅・召樂の「愆あやまたず忘れず、旧章に率由す」の「由」と同義、すなわち「遵循」の義に解して十分文義が通じる。

「歎」(13)は「由」と同様『説文』に見えないが、「藝」の初文「𠂔」の偽変体「歎⁽⁷⁾」と文字の構造が類似している。「歎(=𠂔)」は「土に从ひ、状(=柾)の声」と考えられるので、「歎」も「示に从ひ、状の声」であろう。大克鼎⁽⁸⁾の「饗(=柔)遠能歎」、番生殷⁽⁹⁾の「饗(=柔)遠能歎」を『書經』舜典では「柔遠能邇」(遠きを柔んじ邇きを能む)と記しているので、「歎」の「状」声と「邇」の「爾」声⁽¹⁰⁾とが音通していたことは明らかである。したがって、「示に从ひ、状(=爾)の声」の「歎」は、後起の形声字「禡⁽¹¹⁾」の本字と考えられる。「禡」は、『書經』舜典の「藝祖に格る」についての馬融の注にも「藝は禡なり」とあり、「藝」と普通することは明らかである。「藝」は、『左伝』文公六年の伝の「之が藝極を陳ね」についての杜預の注に「藝は準なり」とある、「準」の義であろう。なお「專由」(12)と「歎由」(13・14)は、前者が「先且刺德」(12・13)を目的語とし、後者が「皇辟懿德」(14・

15) を目的語とする対文である。

「先且（＝祖）壘（＝蠶）孫子一嗣」（14）の「蠶」は、〈通釈〉〈陝西〉とともに「蠶」の異文と解している。「蠶」は、『詩經』大雅・思齊の「烈假遐からざらんや」を漢の唐公房の碑碑に「厲蠶遐からざらんや」と記しているので、「假」と普通しており、その「假」は、『詩經』大雅・蒸民の「昭下に假る」や大雅・噫嘻の「既に昭に假る」についての鄭玄の箋に「假は至るなり」とあり、「至」の義を持つている。「嗣」（14）は『爾雅』釈詁に「嗣は繼なり」とあるので、「一嗣」（14）は「一繼」と同義である。「一繼」は、『史記』魯世家に「莊公病み、嗣を弟叔牙に問ふ。叔牙曰く、一繼一及は魯の常なり」として見え、同じことを『公羊伝』莊公三十一年の傳に「牙、我に謂ひて曰く、魯は一生一及す。君已に之を知れり」と記しているので、「一生」と同義である。そして『公羊伝』の何休の注に「父死して子継ぐを生と曰ひ、兄死して弟継ぐを及と曰ふ」と記してあるので、「一繼」すなわち「一嗣」は位を父子相伝するという義である。したがって、「先且（＝祖）壘（＝蠶）孫子一嗣」（14）の句は、先祖から孫子に至るまで位を父子相伝で継承するという意味になる。西周の周王の世系は、先の図に示した通り、懿王までは確かに王位が父子相伝で継承されているので、この句は史実にも合致している。「懿（＝懿）德」（14・15）という語は、『詩經』大雅・蒸民や周頌・時邁などに見え、鄭玄の箋に「懿は美なり」としている。「用保王身」（15）も、同じく大雅・蒸民に「王躬是れ保んじ」とあるのと同義である。

「覩敢」（15）から「ナ徳」（17）までの部分は、〈文物〉に「覩敢ナ王卑、天子嫡年審蠶、白大師武、臣保天子、用卑刺且ナ徳」、〈通釈〉に「覩敢ナ王、卑天子嫡年審蠶、白大師武臣保天子、用卑且ナ徳」、〈考古〉に「覩敢ナ王、卑天子嫡年審蠶、白大師武、臣保天子、用卑刺且ナ徳」と句読し、三者とも異なっているが、刺鼎ナの「王、刺に貝卅朋を賜ふ。天子万年ならんことを。刺、王の休に對揚して」と同様に「天子万年」で一句をなしていると考えられるので、〈文物〉に従つて「卑」を上属せしめ、他は〈考古〉の句読に従いたい。

「釐」(15)は「釐」の初文であり、「釐」は、『書經』堯典の「允に百工を釐め」についての孔安国の伝に「釐は治なり」とあり、「治」の義である。「卑」(15)は、「俾」の初文であり、『爾雅』釋言に「俾は職なり」という「職」の義である。

「蕃縛」(16)は、上字・下字いずれも金文初出の字であり、隸定できない。〈考古〉は「柬縛」と隸定した上で、「範囲」と読み、「模範周囲」すなわち「法則」の義に解し、また「武」(16)を「事迹」の「迹」の義に解し、「蕃縛(=伯)大師」(16)の句意を「伯大師の所作所為に法則りて違離せざるの意思」としている。しかし、「大師武」(16)の「武」は必ずしも「迹」と解する必要はない。『詩經』大雅・常武の

赫赫明明として、王、卿士に命ず、南仲大祖、大師皇父、我が六師を整へ、以て我が戎を脩めしむ、
や、大雅・板の
价人は維れ藩、大師は維れ垣、大邦は維れ屏、大宗は維れ翰、

および小雅・節南山の
尹氏は大師、維れ周の氐、國の均を秉り、四方を是れ維ぎ、天子を是れ毗け、民をして迷はざらしむ、

などによれば、「大師」は、平時には周の国政を執り、戦時には周の軍団の中核をなす「六師」を率いていて、春秋時代の諸侯国における「正卿」(上卿中の最上位にあり、平時は国政を執り、戦時にはしばしば諸侯に代つて中軍の将となり、三軍の戦闘全体を指揮した)と似ているが、「師」字を職名の一部としているように、その本来の職務は武事であったと考えられる。したがって、「大師武」(16)は大師の武事と解することができる。「蕃縛」は文義から見て「輔佐」の義であろう。

「臣保天子」(17)は、「用臣皇辟」(13)と「用保王身」(15)の両義を兼ねて言ったものであろう。「卒刺且」(=厥烈祖)(17)は「公上父」(11・18)を指している。『彌徳』(17)の「彌」は、〈陝西〉では「介」に隸定している。

「介」は『古文字類編⁽¹⁾』に



の諸形を載せ、いすれも立人形の両側に水点を付けた形になっているが、「ノ」も跪人形の両側に水点を付けた形である。しかも立人形と跪人形は、たとえば「辟」の字を競卣⁽²⁾には「𠂔」、縣改殷⁽³⁾には「𠂔」と書き、「邵」字を頌鼎⁽⁴⁾には「哿」、毛公鼎⁽⁵⁾には「哿」と書くなど通用する。したがつて「哿」は〈陝西〉のように「介」の異文と解することができる。金文において「徳」字を修飾する字には「明・懿・雖・若・元・經・丕・孔・獸」などがあるが、すべて「盛大厚美」の義である。「介」もまた『爾雅』釈詁に「介は大なり」とあり、「大」の義を持っている。

「妥」(18)は、〈文物〉〈通积〉〈陝西〉のいすれも「綏」と解しているが、「接」に解すべきであろう。「接」は、『儀礼』少牢饋食礼の「上佐食以て綏祭す」についての鄭玄の注に「綏は或は接に作る。接は読みて墮と為す。…古文の墮は軒⁽⁶⁾に為る」とあり、「軒」と音通する。そして「軒」は、『儀礼』特牲饋食礼の「佐食、軒俎を升す」についての鄭玄の注に「軒の音は軒なり」とあり、「軒」と音通している。金文の「妥」にも、蔡姞殷⁽⁷⁾の「尹叔、用て多福を皇考德尹・惠姬に妥り、用て眉寿を旂匄⁽⁸⁾り」や、戩者鼎⁽⁹⁾の「用て魯德を匄⁽¹⁰⁾り、用て眉禄を妥り」など、「旂」⁽¹¹⁾と対文となつていて「祈」の義に解すべき例がある⁽¹²⁾。したがつて、本銘文の「妥(ニ接)」すなわち「軒」は、『儀礼』少牢饋食礼の「主人、軒俎を羞む」についての鄭玄の注に「軒は敬なり」、『礼記』郊特牲に「軒の言たる、敬なり」とある、「敬」の義であろう。

「于」(19)は、〈文物〉では接続詞の「于」に解しているが、沈子殷の「作縕于周公宗」(縕を周公の宗に作る)などの例から見て、場所補語を示す介詞と解すべきであろう。「臺」(19)は「郭」および「墉」の初文⁽¹³⁾であるが、

〈文物〉は「郿」と解した上で、師叔鼎とともに出土した師夷鐘・即殷の作器者である師夷と即を一家の人で虢國族の一枝とし、本器の師叔を郿國族の一枝として、一族の器が同穴に窖藏されていたと考えている。しかし、「郿」(郭)は、吳方彝⁽⁶⁾の「朱號」を『詩經』齊風・載驅に「朱郿」と書き、『左伝』の「號」国を『公羊傳』に「郭」国と書いて、「號」と普通しており、師叔の父「寧(郭)季易父」(19)は「號季易父」であるから、師叔・師夷・即など、この同穴から出土した祭器に記された諸人物はすべて「號季」氏に属している。「教宗」(19)の「教」は、〈陝西〉では「酬」と解されているが、それは「于」(19)を「与」と解し、さらに「教」を「報」の異文と考えたからであろう。しかし、私は、「教」は「懿」「懿」の初文であり、『說文』弦部の「懿は彌戾なり。弦の省に从ひ、懿に从ふ。讀むこと戻のごとし」のように「戻」声に読むとする、馬叙倫説⁽⁷⁾が正しいと考える。「戻」は、『詩經』小雅・節南山の「此の大戻を降す」についての鄭玄の箋に「戻は乖なり」、『廣雅』釋詁に「乖は離なり」とあって「離」の義であるから、「教宗」は「離宗」である。そしてこの「離宗」は、『左伝』襄公十四年の伝に「貳宗」という語が見え、前者の杜預の注に「貳は離なり」とあるので、「貳宗」のことであろう。『左伝』では、卿が自己の別宗を下級の卿あるいは大夫にして分族することを「側室」と表現し、大夫が自己の別宗を大夫あるいは下級の大夫にして分族することを「貳宗」と表現しているが、「側室」と「貳宗」は同義異称の語である⁽⁸⁾から、本銘文の「教宗」は大夫による分族だけでなく、卿からの分族である可能性もある。童書業によると、春秋時代の諸侯国では、初期には諸侯が自己の別宗を卿・大夫にして分族し、中期以後卿・大夫からの分族が盛んになると云うが、西周時代の周王室では、たとえば召伯家の一枝である瑞生⁽⁹⁾が周王室の宰の職にあるなど、卿・大夫段階での分族⁽¹⁰⁾がすでに行われていたことは確かである。

三、「書き下し文」と諸人物の血縁および本文関係

以上より本銘文を書き下すと、次のような。*

唯れ王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、「師飜よ。女克く乃の身を盡めて、朕が皇考穆王に臣へ、乃の孔徳を用ひ、乃の用心を遜純にして、乃の辟の晏徳を弘正ならしむ。惠に余小子、先王の徳を肇ぎ淑み、女に玄袞もと純・朱市・朱幩・鑾旛・大師の金膺・鑾勅を賜ふ。用て乃の聖祖考の聰明にして綿く前王に辟へしに井り、余一人に事へよ」と。飜挙し稽首して休ぶ、伯大師の詫おほひに飜をして皇辟に臣へしめ、天子も亦公上父の獻徳を忘れずして、飜の穢辱せられしを。

伯大師不おほひに自ら小子を作し、夙夕して先祖の烈徳に搏め由りて、用て皇辟に臣へしむ。伯亦克く先祖より孫子に蟲るまで一嗣せる皇辟の懿徳に款ひ由りて、用て王身を保たしむ。

飜敢て王俾(=職)を釐め、天子をして万年ならしめん。伯大師の武を蕃たすけ、天子に臣へ保つに、厥の烈祖の介徳を用ひん。用て接みて公上父の隣を朕が考郭(=虢)季易父の敦宗に作る。

この銘文は三段に分れており、大意を述べると、第一段は、共王八年正月丁卯の日に師飜に対する策命が行われ、その際共王から「汝は吾が父穆王によく仕えた。余も父王同様汝を臣とするつもりである。よって汝に玄袞純以下の諸品を下賜する。汝は汝の祖・父たちが前王に仕えたと同様に余に仕えよ」という命令を受けたが、この直參への取り立てと多くの下賜品は、伯大師の推舉と共に共王が師飜の烈祖公上父の徳を高く評価していたためであったという、師飜の受命受賜の事情を記している。第二段は、自分を推舉してくれた伯大師がすんで小子(師飜を含めて、分家して独立した者)を作り分族せしめたうえ、その小子たちに対し、先祖の徳に則って天子に仕え、文王以来の王徳に

則つて天子の身を守るよう指揮したとして、その有徳の行為への称賛を記している。第三段は、伯大師の指導のもと、王職に励み、天子の万年在位への一助たらんとの決意と、烈祖公上父の徳に則つて伯大師の武事を補佐し、天子の身を守らんとの決意を述べ、併せて公上父への感謝とその祖靈による以後の保護を願つて、公上父のための祭器を虢季易父の別廟に作ることを記している。

次に、本銘文に見える「公上父」「虢季易父」「伯大師」「師叔」と、同出の虢季氏諸器に見える諸人物との関係を整理して、虢季氏の血縁関係および本支関係に触れておきたい。

郭沫若の考証によると、夷王期の虢季子白盤に

これ十又二年正月初吉丁亥、虢季子白、宝盤を作る。丕顯なる子白、戎工に壯武にして、四方を經縷し、玀狁を洛の陽に磚伐す。…王曰く、伯父、孔はなはだ頭にして光有りと。王、乘馬を賜ふ。是を用て王を佐けよと。賜ふに弓・彫矢・旗央を用てし、賜ふに鉞を用てす。用て蠻方を征せよと。…

とある「虢季子白」は、不娶殷の

これ九月初吉戊申、伯氏曰、不娶と駿方よ。玀狁、西渝を広伐す。王、我に命じて西に差迫せしむ。余、來帰して擒を獻ず。…

に見える「伯氏」であつて、さらに『後漢書』西羌伝に「夷王衰弱し、荒服朝せず。乃ち虢公、六師を率て太原の戎を伐ち、渝泉に至り、馬千匹を獲」とある「虢公」であるといふ。これによると、「六師」を率いる「大師」の職は夷王期には虢季氏が担当している。金文によればこの当時の職・位は世襲されるのが普通であるから、夷王期以前から虢季氏が「大師」の職・位を世襲していくと考えることができよう。

本銘文によると、師叔の父は「虢季易父」(19)と称して虢季氏であるから、師叔の祖である公上父も当然虢季氏のはずである。しかも、金文における下賜品と作器対象者との密接な関係から見て、「大師の金膺」(7)の「大師」

は公上父を指していると考えられるから、この公上父は、単に虢季氏であつたばかりでなく、その本宗（大宗）として大師の職・位にあつたことにならう。師叔の父である虢季易父については、虢季氏の本宗であつた場合と別子であつた場合との二通りが考えられるので、その虢季氏内での位置は今のところ確定し得ない。伯大師は大師の職・位を繼承しているから当然虢季氏の本宗であろうが、すでに虢季易父の位置を一定し得ない以上、彼と虢季易父の血縁関係が兄弟であるのか、それとも父子であるのかやはり確定し得ない。しかし、「伯大師」の「伯」は兄弟中の長子を表わす輩行であるから、彼が虢季氏の嫡長子として虢季氏本宗を繼承したことは明らかである。以上のように伯大師と虢季易父との血縁関係が明確でない以上、伯大師と師叔との血縁関係も、伯父甥の関係なのか、兄弟の関係なのか確定し得ない。しかし、血縁関係は明確でないとはいえ、伯大師が師叔を「小子」（12）として分家独立させた上で共王に直参として推舉していることや、師叔が父虢季易父の「敦宗（＝貳宗）」（19）であつたことなどから見て、伯大師と師叔との間にはすでに宗法上の本支関係が成立していたことは事実であろう。

本器と同じ窖穴から出土した虢季氏諸器のうち、師夷鐘⁽¹⁾には「虢季寃公幽叔」、即段⁽²⁾には「文考幽叔」、恒段蓋⁽³⁾には「文考公叔」という父祖名が記されていて、そのうち即段の「文考幽叔」が師夷鐘の「虢季寃公幽叔」と同一人物であることはすでに〈文物〉〈通釈〉に指摘されている。即段の右者（策命儀礼の際、受命者を佑助する者）の「定伯⁽⁴⁾」は近出の五祀衛鼎⁽⁵⁾（共王期）に見えるので、「即」もほぼ共王期の人物と考え得る。したがつて、その父考の「文考幽叔」は穆王・共王期の人物となるから、師夷鐘の「虢季寃公幽叔」は本器の作器者師叔と同一人物であると考えられる。おそらく師叔は虢季易父の子のうち輩行が「叔」にあたる人物で、虢季氏の貳宗として「虢季叔氏」を創始したのである。師夷鐘をはじめとする、師叔鼎と同じ窖穴から出土した各器に見える父祖名が、「幽叔」「徳叔⁽⁶⁾」「公叔⁽⁷⁾」などすべて虢季氏中の「某叔」（廟号）と称している事がこのことをよく物語つてゐる。

最後に諸號の問題について触れておきたい。虢関係の諸器は上村嶺虢国墓をはじめ陝西省扶風県などから多数出土

し、その中には虢・虢仲・虢叔・虢季などの呼称が見られ、これら諸虢間の関係、および文献に見える三虢あるいは五虢との関係については、金文のみならず歴史地理の分野においても問題となっている。私は、諸虢器の銘文内容およびその出土状況から見て、春秋時代の虢国に限つていえば、虢季氏が本宗であつて「虢」と簡称し、その分族の「虢季仲氏」「虢季叔氏」(師飄が「虢季叔氏」の始祖であり、その存在は確実である)の簡称が「虢仲」「虢叔」であったのではないかと考えている。この私見の論証は他日を期したい。

- 註 (1) 吳鎮烽・雒忠恕「陝西省扶風縣強家村出土的西周銅器」『文物』一九七五・八、五七一六二頁。
(2) 白川靜「師飄鼎」『金文通釈』四九、補釈篇、一三三一—一五五頁、一九七八年。
(3) 裴錫圭「説『鬻饗曰大師武』」『考古』一九七八・五、三一八頁、三〇五頁。
(4) 陝西省考古研究所・陝西省文物管理委員会・陝西省博物館編『陝西出土商周青銅器』三、一〇五、文物出版社、一九八〇年。
(5) 拙稿「西周金文に見える小子について」『史林』六四卷六号、七七頁、一九八一年。
(6) 陳夢家『西周年代考』五三頁、華夏出版社、一九七七年。以下の諸王の在位年もこれによる。
(7) 羅振玉『三代吉金文存』一三卷、四六葉、第一器、一九三七年(以下、「三代」と略称、併せて巻数・葉数・器数も略称)。
(8) 洪适『隸釈』八卷、一二葉(《石刻史料新編》所収、新文豐出版公司、一九七七年)。
(9) 郭沫若『两周金文辭大系圖錄考釈』錄編・三五葉、釈文・六二葉、一九三三年(以下、錄編を「大系」、釈文を「大系釈文」と略称、併せて葉数も略称)。
(10) 楊樹達「彖伯殘殷再跋」『積微居金文說』一卷、一〇頁(『積微居甲文說・金文說』合訂本所収、大通書局、一九七四年)。
(11) 黃然偉『殷周青銅器賞賜銘文研究』一七〇頁、龍門書店、一九七八年。
(12) 郭沫若「輔師楚殷考釈」『文史論集』三三〇—一三三一頁、北京出版社、一九六一年。
(13) 唐蘭「毛公鼎」『朱較、葱衡、玉杯、玉琰』新釈——駁漢人「葱珩佩玉」說『光明日報』一九六一年五月九日。
(14) 林巳奈夫「西周金文に現れる車馬關係語彙」『甲骨學』第一号、八八頁、一九七六年。
(15) 黃、前掲書、一七三頁。

林、前掲論文、八九一九〇頁。

〈大系〉一八。

〈大系〉一四六。

〈大系〉三六。

〈大系〉八五。

〈大系〉九。

〈大系〉九一。

于省吾『商周金文錄遺』九七、一九五七年（以下、『錄遺』と略称）。

『考古』一九七七・一、圖版九。

陳夢家「西周銅器斷代」（五）『考古學報』第一三冊、一一九頁、一九五六年。

張政烺「周厲王胡簋釒文」『古文字研究』第三輯、一一三頁、中華書局、一九八〇年。張亞初「周厲王所作祭器款篇考——兼論与之相關的幾個問題」『古文字研究』第五輯、一五七頁、中華書局、一九八一年。

『文物』一九六二・六。

〈大系〉一五一。

『文物』一九七九・四。

『文物』一九七八・一。

〔篆〕は方濬益（『綴遺斎彝器款識考叢』八巻、二六頁、鄭子安纂、一八九四年）の「篆者、与永同意、說文、篆水長也、引詩江之義矣、永下引詩江之永矣、不同者、文選登樓賦注、引韓詩曰、江之漾矣、群君曰、漾長也、漾即篆、說文本韓詩也」によれば「永」と同義である。「睂」と「畯」は同一字の異体（唐蘭『古文字學導論』下編、五四葉、一九六五年。太平書局、一九七八年重印）であり、孫詒讓（『古籀拾遺』上、一二葉、一八七二年。『古籀拾遺・古籀餘論・宋政和札器文字考・韓華閣集古錄跋尾』合訂本所収、華文書局、一九七一年）の「凡金刻之言畯者、並當說駿、爾雅釋詁、駿長也」によれば「長」の義である。「農」は『礼記』郊特牲の「饗農」の注に「農、畯也」というによって「畯」と通じる。

秦公鐘の「睂鑄在位」を秦公段（〈大系〉一八八）に「睂鑄在天（＝位）」、宋出の秦公鐘（〈大系〉二八九一・九一）に「睂

寔在位」と記している。その「寔」は、徐中舒（「金文嘏辭积例」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第六本、一分、三六頁、「一九三六年）によれば「長」の義に近い。

〈大系〉六三〇。

〈大系〉一三五—一三六。

〈大系〉八二〇。

〈大系〉八二一。

〈大系〉八一〇。

〈大系考积〉六〇〇。

〈大系〉三三一〇。

〈錄遺〉三〇。

〈大系〉一〇一〇。

〈大系〉一〇一〇。

〈錄遺〉九七。

註34に同じ。

註26の兩論文参照。

孫稚雛「保卣銘文彙积」『古文字研究』第五輯、一〇一—一一〇頁、中華書局、一九八一年。

唐蘭「喪曆新詁」「文物」一九七九・五、三六—四二頁。

〈通积〉一四三頁。

註5に同じ。

〈大系〉一一〇。

容庚（『金文編』三卷、一九葉、科学出版社、一九五九年）および張日升（周法高『金文詰林』三卷、四一七頁、香港中文大學出版、一九七四年）の説による。

53 「斂」の初文は「柾」（註52参照）であるから「土」は「藝」の意を強めるために付け加えられた意符であろう。なお「柾」は所謂「会意文字」である。

〈大系〉一一〇一一一。

註⁶¹に同じ。『説文』爻部に「邇は近なり。走に从ひ、爾の声」という。

〔禡〕は『説文』にも金文にも見えない。「禡」は『説文』にも金文にも見えない。王昶『金石萃編』一九卷、四葉(『石刻史料新編』所収、新文豐出版公司、一九七七年)。

〈大系〉三一。

〈大系〉三一。

高、前掲書、九頁。

〈大系〉三六。

〈大系〉三八。

〈大系〉四五。

〈大系〉一三一。

〈大系〉一九一。

〈大系〉一一・三三一・三一。

対文ではないが、寧殿(〈錄遺〉一五一)の「用て多福を^{いの}安^{いの}る」も「祈」の義である。

〔郭〕と「墉」は古音が音通(周、前掲書、五卷、七八五頁)し、義も共通(〔郭〕は「城郭」の義を持ち、「墉」は「城垣」の義を持つ)しているので、とともに「墉」を初文として分化したものであろう。その分化は、「墉」が「城垣」「廓落」「国族名」など多義を持つようになったとき、音通していた「墉」を声符とした形声字「墉」を作つて、それを「城垣」専用の符とし、他は音符「邑」を付けた「郭」の義とする形で行われたと考えられる。

〈大系〉五八。

馬叙倫『読金器刻詞』八八一八九頁、中華書局、一九六二年。

童書業『春秋左伝研究』一一九一一〇頁、上海人民出版社、一九八〇年。

童、前掲書、一二一頁。

璵生殿で璵生は召伯を宗君と呼んでいる。〈大系〉一三三、および一三五。ただし銘文解釈は林漢氏(「璵生殿新釈」)『古文字研究』第四輯、一一〇一一三五頁、中華書局、一九八〇年)による。

(74) 師楚般に「王、周に在り。…宰瓊生内りて師楚を右け」とある。〈大系〉一三九一一四〇。本銘文から見ると、当時の分族は、別子が父の別廟を作る形で行われたようである。

〈大系新文〉一〇三一一〇七。

(75) 師夷鐘銘文（〈文物〉）

師夷、肇めて朕が烈祖號季亮公幽叔、朕が皇考德叔の大鎛鐘を作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を繕り、用て眉寿無疆を乞る。師夷それ万年、永く宝として用て享せん。

(76) 即般銘文（〈文物〉）

これ王の三月初吉庚申、王、康宮に在り。大室に格る。定伯入りて即を右ぐ。王、呼ぶ。女に赤市・朱黃・玄袞緋純・鑾旂を命ふ。曰く、瑞宮の人と鑾旂（意義不明）を齎め、用て事へよど。即、敢て天子の不顧なる休たまむのに對揚して、用て朕が文考幽叔の宝殿を作る。即それ万年、子々孫々、永く宝用せよ。

(77) 恒殷蓋銘文（〈文物〉）

王曰く、「恒よ。女に命じて克（人名）に更^景直（=德）鄙を齎めしむ。女に鑾旂を賜ふ。用て事へ、夙夕して朕が命を廐す勿れ」と。恒、拝し稽す。敢て天子の休たまむのに對揚して、用て文考公叔の宝殿を作る。それ万年、世々子々孫々、虞ひに宝用せよ。

註(78) 參照。

(79) 岐山県文化館鶴澤清、陝西省文管会吳鎮峰・雒忠恕・尚志儒「陝西省岐山県董家村西周銅器窖穴発掘簡報」〔文物〕一九七六年・五。

(80) おそらく「德叔」は、恒殷蓋（註78参照）に恒より前に德鄙を齎めていた人物として見える「克」であり、德克殷（（三）代八・一・二）の作器者「德兒」であり、かつ伯克壺（〈大系〉九三）に「伯大師、伯克に僕卅夫を賜ふ。伯克敢て天君右王伯の友に対揚して…」と見える「伯克」であろう。なお「德叔」の輩行「叔」と「伯克」の輩行「伯」とは矛盾するものではない。前者は「號季叔氏」が踏襲した「某叔」という廟号の一部であり、後者は「號季叔氏」の嫡長子であることを示す輩行であると考えられる。

(81) おそらく「公叔」は、一九七七年陝西省扶風县雲塘村二号西周窖穴から出土した伯公父瑚（前掲『陝西出土商周青銅器』三、九四）に「伯大師の小子伯公父、鑑を作る。…」と見える「伯公父」であろう。なおこの場合の「叔」と「伯」も註82と同様に考えられる。